

所長指示第 37 号
令和元年 5 月 9 日

宮城刑務所長 西 見 卓 明

面会及び信書の発受を希望する相手方等の届出について
標記について、本日付け達示第 5 号「被収容者外部交通実施細則の制定について」に
基づき、下記のとおり定め、令和元年 5 月 9 日から施行する。

なお、平成 28 年 8 月 18 日付け当職指示第 64 号「面会及び信書の発受を希望する
相手方等の届出について」は、施行日をもって廃止する。

記

1 届出の対象者

受刑者、死刑確定者及び労役場留置者（考査、当所管轄の各拘置支所に収容されて
いる者を含む。ただし、医療上移送された者であって移送元施設への還送が見込まれ
る者（インターフェロン患者等）は除く。）

2 届出の方法等

(1) 用紙の種類

ア 面会及び信書の発受を希望する相手方等届出票（親族）（以下「親族届出票」と
いう。）

イ 面会及び信書の発受を希望する相手方等届出票（親族外）（以下「親族外届出
票」という。）

(2) 配布方法

新たに当所に入所した者には、随時、配布する。それ以外の者には、出願により、
各工場及び各居室棟担当職員（以下「工場等担当職員」という。）が配布する。

ア 受刑者及び労役場留置者

別紙 1 の 1 「親族届出票」及び別紙 1 の 2 「親族外届出票」

イ 死刑確定者

別紙 2 の 1 「親族届出票」及び別紙 2 の 2 「親族外届出票」

ウ 工場等担当職員は、各届出票について、対象者に必要枚数（原則として、両面
1 枚で使用する。）を配布する。

(3) 各届出票を記載させる際の留意事項

ア 工場等担当職員は、各届出票を配布する際、各届出票裏面の事項を告知する。
なお、告知は、裏面記載の留意事項を必ず読むよう告知することで足りる。

イ 保護司、保護観察官及び弁護士（以下「弁護士等」という。）は、親族外届出票
には記載させず、発信の必要性がある都度、「処遇首席、分類首席」を宛名として
発信の願い出をさせる。

(4) 提出方法

ア 受刑者及び労役場留置者

- (ア) 作成が終了次第，工場等担当職員に提出させる。
- (イ) 親族届出票は，所属統括又は主任を通じて，分類審議室審査係へ回付する。
- (ウ) 分類審議室審査係は，親族届出票の記載内容を調査し，相手方が確認できた場合には，届出書の左側職員記載欄（1件ごと）の上段に検査済の印を朱押し，確認できない場合には，同欄に✓印を記載して，同届出書の写しを面会主任及び信書主任へ回付する。
- (エ) 親族外届出票は，所属統括又は主任を通じて，面会主任に回付する。
- (オ) 面会主任は，親族届出票及び親族外届出票の記載内容（刑事施設入所歴等）の検査を実施の上，左側職員記載欄（1件ごと）の下段に検査済の印を朱押し，刑事施設入所歴等特記事項がある場合には，その旨を同欄に記載して，受領した各届出票を複写して関係部署に回付する。

イ 死刑確定者

- (ア) 作成が終了次第，各居室棟担当職員に提出させる。
 - (イ) 親族届出票及び親族外届出票は，処遇部門において面会及び信書の業務を行う職員（支所においては面会及び信書の業務を行う職員）が，受領した各届出票を複写して関係職員に回付する。
- (5) 各届出票に記載された相手方以外の者から面会申出又は受信があった場合には，面会申出者の身分及び面会目的，又は発信者の住所氏名及び信書の内容等を検査の上，実施又は交付の是非を判断する。
- (6) 面会待合室掲示について
宮城刑務所面会待合室には，別紙3（お知らせ文）を掲示する。各支所においても，適宜の方法により面会時の注意事項を掲示することとする。

面会及び信書の発受を希望する相手方等届出票 (親族)

宮城刑務所

称呼番号	第 番	氏 名	生年月日	T・S・H・R 年 月 日
罪 名		刑名刑期	入所度数	累 入 ・ 初入
刑の始期	S・H・R 年 月 日	刑の終期	S・H・R 年 月 日/なし	

職員 記載欄	種別	続 柄	氏 名		生 年 月 日 (年齢)	職 業	住 所	
			(ふりがな) 苗字	(ふりがな) 名前			都道府県・市区郡	町村・番地・号室
	1 新規 変更 継続		()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	2 新規 変更 継続		()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	3 新規 変更 継続		()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	4 新規 変更 継続		()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	5 新規 変更 継続		()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			

※ 太線わく内は記入しないこと。 ※※裏面の留意事項を必ず確認の上、丁寧に記載すること。

受付日	
-----	--

別紙1の1（裏面）

【記載時の留意事項】

- 1 氏名はフルネームで記載し、全ての項目を埋めること。
- 2 種別は、以下の区分に応じ、該当する箇所に○を付すこと。
新規：今回新たに親族として申告する場合 変更：既に申告済みの者の記載内容を変更する場合
継続：既に申告済みの者で記載内容に変更がない場合
- 3 続柄は、相手方との関係性を正確に記載すること。
 - ①親族との具体的な関係（血縁関係・親族となった経緯）を記載すること。
例1： 実の父：実父 配偶者の父：義父 養子縁組による父：養父 母の再婚相手：継父
 - ②配偶者については、法律婚と事実婚の別を明らかにすること。
例2： 法律婚：妻 事実婚：内妻
 - ③おじ・おば・いとこ等については具体的な関係を（ ）内に記載すること。
例3： 「おじ（母の兄）」 「いとこ（父の妹の娘）」
- 4 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。血族は、3親等（被届出者の実父母の兄弟姉妹、被届出者の兄弟姉妹の妻子）までの配偶者を親族に含む。
- 5 妻の血族（姻族）の配偶者及び内妻の親族は親族に含まれない。
- 6 法律上の婚姻関係が継続している配偶者については、離婚を前提とした別居、所在不明等により夫婦関係が事実上消滅している場合でも、妻として記載する。
- 7 法律上の姻族関係は離婚によって終了するため、離婚の届出をした元の妻及びその姻族は親族として記載できない。ただし、法律上の姻族関係が終了した後も、双方が実質的な婚姻の合意をもって夫婦としての共同生活を営んでいる場合は、元の妻を内縁関係として認めることがある。
- 8 妻が死亡した場合でも、被届出者が戸籍法の定めるところに従って姻族関係を終了させる意思表示をしない限り、3親等内の亡妻方姻族を親族として記載できる。
- 9 届出内容に疑義が生じた場合には、別途疎明資料を求める場合がある。
- 10 虚偽の申告であることが判明した場合には、反則行為として懲罰を科される場合がある。

面会及び信書の発受を希望する相手方等届出票 (親族以外 (知人等))

宮城刑務所

称呼番号	第 番	氏 名	生年月日	T・S・H・R 年 月 日
罪 名		刑名刑期	入所度数	累 入 ・ 初入
刑の始期	S・H・R 年 月 日	刑の終期	S・H・R 年 月 日/なし	

職員 記載欄	種別	氏 名		生 年 月 日 (年齢)	職 業	住 所	
		(ふりがな) 苗字	(ふりがな) 名前			都道府県・市区郡	町村・番地・号室
	1 新規 変更 継続	()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	2 新規 変更 継続	()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	3 新規 変更 継続	()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	4 新規 変更 継続	()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	5 新規 変更 継続	()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			

※ 太線わく内は記入しないこと。 ※※裏面の留意事項を必ず確認の上、丁寧に記載すること。

受付日	
-----	--

別紙1の2（裏面）

【記載時の留意事項】

- 1 氏名はフルネームで記載し、全ての項目を埋めること。
- 2 種別は、以下の区分に応じ、該当する箇所に○を付すこと。
新規：今回新たに知人等として申告する場合 変更：既に申告済みの者の記載内容を変更する場合
継続：既に申告済みの者で記載内容に変更がない場合
- 3 届出票は、あくまで円滑な外部交通の実施を図るための参考とするものであり、知人として届け出た相手方との外部交通が全て許可になるものではない。
- 4 届け出た相手方が信書の発受禁止となる場合がある。
- 5 届出票を提出した後、相手方の追加、変更等を行う場合は、新たに届出票を作成し再提出する。
- 6 親族外追加願箋の提出による追記及び変更は認めない。
- 7 再提出した場合、前回提出した届出票は無効となる。
- 8 届出内容に疑義が生じた場合には、住民票等（氏名、住所、生年月日を疎明できる資料）の疎明資料の提出を求める場合がある。
- 9 虚偽の申告であることが判明した場合には、反則行為として懲罰を科される場合がある。

面会及び信書の発受を希望する相手方等届出票 (親族)

宮城刑務所

称呼番号		氏 名	
------	--	-----	--

職員 記載欄	種別	続柄	氏 名		生年月日 (年齢)	職 業	住 所	
			(ふりがな) 苗字	(ふりがな) 名前			都道府県・市区郡	町村・番地・号室
	1 新規 変更 継続		()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	2 新規 変更 継続		()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	3 新規 変更 継続		()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	4 新規 変更 継続		()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			
	5 新規 変更 継続		()	()	T S H R 年 月 日 (歳)			

※ 太線わく内は記入しないこと。 ※※裏面の留意事項を必ず確認の上、丁寧に記載すること。

受付日	
-----	--

別紙2の1（裏面）

【記載時の留意事項】

- 1 氏名はフルネームで記載し、全ての項目を埋めること。
- 2 種別は、以下の区分に応じ、該当する箇所に○を付すこと。
新規：今回新たに親族として申告する場合 変更：既に申告済みの者の記載内容を変更する場合
継続：既に申告済みの者で記載内容に変更がない場合
- 3 続柄は、相手方との関係性を正確に記載すること。
 - ①親族との具体的な関係（血縁関係・親族となった経緯）を記載すること。
例1： 実の父：実父 配偶者の父：義父 養子縁組による父：養父 母の再婚相手：継父
 - ②配偶者については、法律婚と事実婚の別を明らかにすること。
例2： 法律婚：妻 事実婚：内妻
 - ③おじ・おば・いとこ等については具体的な関係を（ ）内に記載すること。
例3： 「おじ（母の兄）」 「いとこ（父の妹の娘）」
- 4 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。血族は、3親等（被届出者の実父母の兄弟姉妹、被届出者の兄弟姉妹の実子）までの配偶者を親族に含む。
- 5 妻の血族（姻族）の配偶者及び内妻の親族は親族に含まれない。
- 6 法律上の婚姻関係が継続している配偶者については、離婚を前提とした別居、所在不明等により夫婦関係が事実上消滅している場合でも、妻として記載する。
- 7 法律上の姻族関係は離婚によって終了するため、離婚の届出をした元の妻及びその姻族は親族として記載できない。ただし、法律上の姻族関係が終了した後も、双方が実質的な婚姻の合意をもって夫婦としての共同生活を営んでいる場合は、元の妻を内縁関係として認めることがある。
- 8 妻が死亡した場合でも、被届出者が戸籍法の定めるところに従って姻族関係を終了させる意思表示をしない限り、3親等内の亡妻方姻族を親族として記載できる。
- 9 届出内容に疑義が生じた場合には、別途疎明資料を求める場合がある。
- 10 虚偽の申告であることが判明した場合には、反則行為として懲罰を科される場合がある。

面会及び信書の発受を希望する相手方等届出票 (親族以外 (知人等))

宮城刑務所

称呼番号	第	番	氏	名			
職員 記載欄	種別	氏 名		生年月日	住所	注) 市区町村以下 (●町目●番●号 ●●マンション●号室) も記載	
		(ふりがな) 苗字	(ふりがな) 名前	年 齢	知り合った経緯等	注) いつ, どこで, どのようなきっかけで知り合ったかを記載	
				職 業	親交の程度	注) 在社会時に, どの程度の交流があったか (月●回程度等) を記載	
				関 係	面会・信書発受目的	注) 予想される面会や信書発受目的を簡潔に記載	
	1	新規 変更 継続	()	()	住所		
				歳	知り合った経緯等		
					親交の程度		
					面会・信書発受目的		
	2	新規 変更 継続	()	()	住所		
				歳	知り合った経緯等		
					親交の程度		
					面会・信書発受目的		
	3	新規 変更 継続	()	()	住所		
				歳	知り合った経緯等		
					親交の程度		
					面会・信書発受目的		
	4	新規 変更 継続	()	()	住所		
				歳	知り合った経緯等		
					親交の程度		
					面会・信書発受目的		
	5	新規 変更 継続	()	()	住所		
				歳	知り合った経緯等		
					親交の程度		
					面会・信書発受目的		

※ 太線わく内は記入しないこと。 ※※裏面の留意事項を必ず確認の上, 丁寧に記載すること。

受付日

別紙2の2（裏面）

【記載時の留意事項】

- 1 氏名はフルネームで記載し、全ての項目を埋めること。
- 2 種別は、以下の区分に応じ、該当する箇所に○を付すこと。
新規：今回新たに知人等として申告する場合 変更：既に申告済みの者の記載内容を変更する場合
継続：既に申告済みの者で記載内容に変更がない場合
- 3 届出票は、あくまで円滑な外部交通の実施を図るための参考とするものであり、知人として届け出た相手方との外部交通が全て許可になるものではない。
- 4 届け出た相手方が信書の発受禁止となる場合がある。
- 5 届出票を提出した後、相手方の追加、変更等を行う場合は、新たに届出票を作成し再提出する。
- 6 親族外追加願箋の提出による追記及び変更は認めない。
- 7 再提出した場合、前回提出した届出票は無効となる。
- 8 届出内容に疑義が生じた場合には、住民票等（氏名、住所、生年月日を疎明できる資料）の疎明資料の提出を求める場合がある。
- 9 虚偽の申告であることが判明した場合には、反則行為として懲罰を科される場合がある。

お知らせ

当所における面会の取扱いは下記のとおりです。受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資する適正な面会を実現するため、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 面会等の相手方の申告について

当所収容中の受刑者から面会及び手紙の発受信の相手方として申告されていない方について、当所において受刑者との関係が確認できない場合には、面会が認められないことがあります（親族の方も同様です。）ので、あらかじめ手紙で申告の有無を確認なさってから来所されることをお勧めいたします。また、上記申告をしていることは、面会の許可を保証するものではありませんので御了承ください。

2 身分確認について

面会のため来所なされる際には、身分確認をさせていただきますので、必ずご本人であることを証明できる書類等（住民票、免許証、健康保険証等）をご持参ください。2回目以降の面会の際も同様です。

3 面会の際に録音若しくは録画の措置を執ることがありますので、ご承知おき願います。